毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則……（漁業指導課）　93
○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……（漁業指導課）　93

告　　示

○一般競争入札の資格に関する公示……（環境政策課）　94
○一般競争入札の実施……（環境政策課）　95
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（保健福祉部所管分　その４）……（保健福祉部総務課）　95
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正…（保健福祉部総務課）　96
○大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）の届出……（地域産業課）　101
○大規模小売店舗立地法附則第５条第１項（変更）の届出……（地域産業課）　102
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（土地改良指導課）　103
○土地改良区の定款の変更の認可……（土地改良指導課）　104
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（土地改良指導課）　104
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　104
○道営土地改良事業の工事の完了……（土地改良指導課）　104
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　105
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　105
○道路の区域の変更……（道路整備課）　105
○公有水面の埋立ての承認……（砂防災害課）　106
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　106
○都市計画の変更の案の縦覧……（都市計画課）　107

公　　表

○知事表彰の受賞者……（人事課）　107
○争議行為の通知……（労政福祉課）　108

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　108

道立中央水産試験場告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　108

道選挙管理委員会告示

○北海道選挙執行規程の一部を改正する規程……　109
○政治団体の設立の届出（平成15年７月分）……　110
○政治団体の届出事項の異動届出（平成15年７月分）……　110
○政治団体の解散の届出（平成15年７月分）……　112
○資金管理団体の指定の届出（平成15年７月分）……　113
○資金管理団体の届出事項の異動届出（平成15年７月分）……　114
○資金管理団体の指定取消しの届出（平成15年７月分）……　114
○個人演説会等の施設の指定の一部改正……　114
○不在者投票を行うことができる病院等の一部改正……　115
○衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数……　117

規　　則

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第120号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「積丹郡積丹岬正西の線以北の日本海海域及び目梨・斜里両郡界正東の線以北のオホーツク海海域において総トン数５トン以上の」を「幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を含む。）海域及び日本海海域において」に改め、同条第３号中「総トン数５トン以上の」を削り、同条第10号中「あぶらざめ」を「さめ」に改める。

第50条第２項中「漁業法第74条第３項の規定による」を「同項の」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

(1)　最大高潮時海岸線上目梨・斜里両郡界から32度30分の線以西及び最大高潮時海岸線上紋別・枝幸両郡界から43度30分の線以東のオホーツク海海域

(2)　幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域

附　則

この規則は、平成15年11月１日から施行する。

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

すぐそばに 北の大地の 豊かなめぐみ（愛食運動推進月間）

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第121号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。

第24条の３に次の３号を加える。

(3)　ブラウントラウト

(4)　カムルチー

(5)　カワマス

附　則

この規則は、平成15年11月１日から施行する。

告　示

北海道告示第1843号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　資格及び委託業務

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1)　契　約　　平成15年10月21日に一般競争入札の公告を行う北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に係る啓発資材作成及び新聞広告掲載業務

(2)　資　格　　北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に係る啓発資材作成及び新聞広告掲載業務に係る資格（以下「資格」という。）

(3)　委託業務　　北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に係る啓発資材（ポスター及びパンフレット）の作成及び新聞広告掲載業務

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。

(2)　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

(4)　道税を滞納している者でないこと。

(5)　自らのデザイン・編集部門（２名以上の専任従事者を置くものに限る。）を擁していること。

(6)　過去２年間において、国又は地方公共団体が作成・配付するポスター、冊子、パンフレット類の編集及びデザインを行った実績があること。

(7)　過去２年間において、国又は地方公共団体が実施する新聞広告の作成及び掲載を行った実績があること。

３　資格審査の申請の時期及び方法

(1)　申請の時期　　平成15年10月21日（火）から27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで）

(2)　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道環境生活部環境室環境政策課

イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 24－222

４　資格審査の再申請

(1)　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格にかかる営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2)　再申請の方法

再申請しようとする者は、３の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期限及び当該期間の更新手続

(1)　資格の有効期限

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2)　有効期間の更新

資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1844号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

(1)　委託業務の名称　　北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に係る啓発資材作成及び新聞広告掲載業務

(2)　委託業務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　委　託　期　間　　契約の日から平成15年12月５日まで

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1843号に規定する北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に係る啓発資材作成及び新聞広告掲載業務の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道環境生活部環境室環境政策課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　環境生活部１号会議室

(2)　入　札　日　時　　平成15年10月31日（金）午前10時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書の作成の要否

要

10　そ　　の　　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に関する消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道環境生活部環境室環境政策課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 24－222

(4)　入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は、契約を解除することがある。

(5)　この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1845号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

（保健福祉部所管分　その４）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1　地域子育て支援事業							
(1)　つどいの広場事業 主に乳幼児（０～３歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、交流を図ることやボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	つどいの広場事業に必要な経費	３分の２以内	共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第197号様式	共通第31号様式 共通第30号様式 保福第197号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
(2)　児童ふれあい交流促進事業 児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人々との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	３分の２以内	共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第198号様式 保福第199号様式の１から４まで	共通第31号様式 共通第30号様式 保福第198号様式 保福第199号様式の１から４まで	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
2　ＳＡＲＳ対策整備事業 ＳＡＲＳ患者の診察に必要な消耗品及び設備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	道がＳＡＲＳの初期診療医療機関として指定した医療機関	1　ＳＡＲＳの初期診療医療機関として道が指定した医療機関が、患者診察用の消耗品の購入に要する経費 2　ＳＡＲＳの初期診療医療機関として道が指定した医療機関が、ＳＡＲＳ疑いのある患者と他の患者を区分し診療するため必要な設備の整備に要する経費（備品購入及び設置に要する費用）	10分の10以内	共通第６号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第６号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 整備後の写真	提出部数　２部 提出期限　別に指示する日 提出先　保健福祉部疾病対策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）

北海道告示第1846号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

保福第196号様式の次に次の６様式を加える。

保福第197号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

事　　業　　計　　画　　（実　　績）　　書

市町村名：

<table>
<tr><td rowspan="6">1</td><td>委託又は指定先
[委託等する場合]</td><td>広場の名称
（実施場所）</td><td>開設年月日</td><td>年間
事業月数</td><td>開設日数
（曜日）</td><td>開設時間
（時間数）</td><td>初度
設備
加算</td><td colspan="3">対象経費
支出予定（済）額 ①　寄附金その他の収入額 ②　差引額（①－②）＝③</td><td>基準額</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td>（　　）</td><td>年　月　日</td><td>月</td><td>週　日
（　　）</td><td>時～　時
（　　）</td><td></td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の内容
（具体的に）</td><td colspan="3">(1)　子育て親子の交流、集いの場の提供</td><td rowspan="2">職員の状況</td><td>常勤職員　人</td><td rowspan="4">〔有の場合〕
１回の利用料
円
会員料金
円</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">(2)　子育てに関する相談、援助の実施</td><td>非常勤職員　人</td></tr>
<tr><td colspan="3">(3)　地域の子育て関連情報の提供</td><td rowspan="2">利用料徴収の有無</td><td>ボランティアスタッフ　人</td></tr>
<tr><td colspan="3">(4)　子育て及び子育て支援に関する講習の実施</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2</td><td>委託又は指定先
[委託等する場合]</td><td>広場の名称
（実施場所）</td><td>開設年月日</td><td>年間
事業月数</td><td>開設日数
（曜日）</td><td>開設時間
（時間数）</td><td>初度
設備
加算</td><td colspan="3">対象経費
支出予定（済）額 ①　寄附金その他の収入額 ②　差引額（①－②）＝③</td><td>基準額</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td>（　　）</td><td>年　月　日</td><td>月</td><td>週　日
（　　）</td><td>時～　時
（　　）</td><td></td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の内容
（具体的に）</td><td colspan="3">(1)　子育て親子の交流、集いの場の提供</td><td rowspan="2">職員の状況</td><td>常勤職員　人</td><td rowspan="4">〔有の場合〕
１回の利用料
円
会員料金
円</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">(2)　子育てに関する相談、援助の実施</td><td>非常勤職員　人</td></tr>
<tr><td colspan="3">(3)　地域の子育て関連情報の提供</td><td rowspan="2">利用料徴収の有無</td><td>ボランティアスタッフ　人</td></tr>
<tr><td colspan="3">(4)　子育て及び子育て支援に関する講習の実施</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="7"></td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td>円
（　　）</td><td></td></tr>
</table>

注１　この様式は、つどいの広場事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2　「（実施場所）」欄には、商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
3　「初度設備加算」欄には、当該加算の国庫補助申請を行う場合に、「有」と記入し、「対象経費」及び「基準額」欄の（　）内にそれぞれ別掲でその金額を記入すること。
4　「備考」欄には、当該広場に対する国庫補助の開始年度及び指定して事業を実施する場合の方法等を記入すること。
5　広場の配置図及び平面図（面積を明記したもの）を添付すること。

保福第198号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

事　業　計　画　（実　績）　書

市町村名	運営主体	事業数	選択事業	対象経費			備考
				支出予定(済)額 ①	寄附金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	
				円	円	円	

注１　この様式は、児童ふれあい交流促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること。
3　選択事業欄：次の「略号」を記入すること。
　年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業→ア、中・高校生居場所づくり推進事業→イ、絵本の読み聞かせ事業→ウ、親と子の食事セミナー事業→エ

保福第199号様式の１（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

事　業　計　画　（実　績）　書

1　年長児童赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

市町村名	事前学習講座（講座名：　）									交流事業						
	① 実施場所	② 実施回数	③ 参加者 小学生	③ 参加者 中学生	③ 参加者 高校生	④ 講師	⑤ 講義内容	⑥ 児童福祉施設等の見学 場所	⑥ 児童福祉施設等の見学 回数	⑦ 実施場所	⑧ 実施回数	⑨ 協力者等	⑩ 参加者 小学生	⑩ 参加者 中学生	⑩ 参加者 高校生	⑪ 備考
		回	人	人	人 (　)				回		回		人	人	人 (　)	(乳幼児数　人) (親の数　人)
		回	人	人	人 (　)				回		回		人	人	人 (　)	(乳幼児数　人) (親の数　人)
		回	人	人	人 (　)				回		回		人	人	人 (　)	(乳幼児数　人) (親の数　人)

合　計	[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回	人	人	人 [　]				回	[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回		人	人	人 [　]	(乳幼児数　人) (親の数　人)

注1　この様式は、児童ふれあい交流促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　①及び⑦実施場所欄は、児童館、公民館等、具体的に記入すること。また、合計欄には、各実施場所別の実施箇所数を記入し、その他の場合は、具体的な場所を明記の上、実施箇所数を記入すること（福祉センター他○箇所）。
3　②及び⑧開催回数欄は、年間の実施回数を記入すること。
4　③及び⑩参加者欄は、年間の参加人数を記入すること。また、高校生欄中の（　）及び［　］内には、小学生、中学生、高校生の合計人数を記入すること。
5　④講師欄は、招へいする講師の資格等（保育士、大学講師等）を記入すること。
6　⑤講義内容欄は、講義内容とともに、実習のため活用する教材名（赤ちゃん人形等）を記入すること。
7　⑥児童福祉施設等の見学欄は、見学した場所を具体的（保育所、保健センター等）に記入すること。
8　⑨協力者等欄は、交流事業実施に当たり、協力した者の資格等（保健師、助産士、保育士等）や団体名（母親クラブ、子育て支援サークル等）を記入すること。
9　⑪備考欄は、交流事業実施に当たり、留意する事項等（乳幼児を持つ親への説明等の方法、乳幼児の数と親の数）を具体的に記入すること。

保福第199号様式の2（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事　業　計　画　（実　績）　書

2　中・高校生居場所づくり推進事業

市町村名	専門講習会						交流事業						
	① 実施場所	② 実施回数	③参加者 中学生	③参加者 高校生	④ 講師	⑤ 講義内容	⑥ 実施場所	⑦ 実施回数	⑧ 協力者等	⑨参加者 中学生	⑨参加者 高校生	⑩ 活動内容	⑪ 備考
		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
合　計	[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回	人	人 [　]			[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回		人	人 [　]		

注1　この様式は、児童ふれあい交流促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　①及び⑥実施場所欄は、児童館、公民館等、具体的に記入すること。また、合計欄には、各実施場所別の実施箇所数を記入し、その他の場合は、具体的な場所を明記の上、実施箇所数を記入すること（福祉センター他○箇所）。
3　②及び⑦開催回数欄は、年間の実施回数を記入すること。
4　③及び⑨参加者欄は、年間の参加人数を記入すること。また、高校生欄中の（　）及び［　］内には、中学生、高校生の合計人数を記入すること。
5　④講師欄は、招へいする講師の資格等（大学講師、劇団関係者等）を記入すること。

6　⑤講義内容欄は、講義内容を具体的（パソコン・音楽機材等の使用方法、演劇等）に記入すること。
7　⑧協力者等欄は、交流事業実施に当たり、協力した者を具体的（児童の遊びを指導する者、大学生ボランティア等）を記入すること。
8　⑩活動内容欄は、中・高校生が行う交流内容を具体的（小学生にパソコンを教える、演劇の発表会等）に記入すること。

保福第199号様式の３（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

事　業　計　画　（実　績）　書

3　絵本の読み聞かせ事業

市町村名	講習会						交流事業						
	① 実施場所	② 実施回数	③参加者 乳幼児	③参加者 親	④ 講師	⑤ 講義内容	⑥ 実施場所	⑦ 実施回数	⑧ 協力者等	⑨参加者 乳幼児	⑨参加者 親	⑩ 活動内容	⑪ 備考
		回	人	人 （　）				回		人	人 （　）		
		回	人	人 （　）				回		人	人 （　）		
		回	人	人 （　）				回		人	人 （　）		
合計	[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回	人	人 [　]			[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回		人	人 [　]		

注１　この様式は、児童ふれあい交流促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　①及び⑥実施場所欄は、児童館、公民館等、具体的に記入すること。また、合計欄には、各実施場所別の実施箇所数を記入し、その他の場合は、具体的な場所を明記の上、実施箇所数を記入すること（福祉センター他○箇所）。
3　②及び⑦開催回数欄は、年間の実施回数を記入すること。
4　③及び⑨参加者欄は、年間の参加人数を記入すること。また、親欄中の（　）及び［　］内には、乳幼児、親の合計人数を記入すること。
5　④講師欄は、招へいする講師の資格等（保育士、幼稚園教諭等）を記入すること。
6　⑤講義内容欄は、講義内容を具体的に記入すること。
7　⑧協力者等欄は、交流事業実施に当たり、協力した者を具体的（母親クラブ、子育て支援サークル等）を記入すること。
8　⑩活動内容欄は、交流の内容を具体的に記入すること。

保福第199号様式の４（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

事　業　計　画　（実　績）　書

4　親と子の食事セミナー事業

市町村名	講習会						交流事業						
	① 実施場所	② 実施回数	③参加者 親	③参加者 児童	④ 講師	⑤ 講義内容	⑥ 実施場所	⑦ 実施回数	⑧ 協力者等	⑨参加者 親	⑨参加者 児童	⑩ 活動内容	⑪ 備考

		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
		回	人	人 (　)				回		人	人 (　)		
合　計	[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回	人	人 [　]			[児童館　箇所] [公民館　箇所] [保健所　箇所] [その他　箇所]	回		人	人 [　]		

注１　この様式は、児童ふれあい交流促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
２　①及び⑥実施場所欄は、児童館、公民館等、具体的に記入すること。また、合計欄には、各実施場所別の実施箇所数を記入し、その他の場合は、具体的な場所を明記の上、実施箇所数を記入すること（福祉センター他○箇所）。
３　②及び⑦開催回数欄は、年間の実施回数を記入すること。
４　③及び⑨参加者欄は、年間の参加人数を記入すること。また、児童欄中の（　）及び［　］内には、親、児童の合計人数を記入すること。
５　④講師欄は、招へいする講師の資格等（管理栄養士、栄養士等）を記入すること。
６　⑤講義内容欄は、講義内容を具体的に記入すること。
７　⑧協力者等欄は、交流事業実施に当たり、協力した者を具体的（母親クラブ、子育て支援サークル等）を記入すること。
８　⑩活動内容欄は、交流の内容を具体的に記入すること。

北海道告示第1847号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年２月23日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）宮前ショッピングセンター

旭川市宮下通10丁目4154－３、11丁目4154－２、17丁目4155－２、18丁目4155－１、宮前通西4154－４の内、4155－４の内

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道ジェイ・アール都市開発株式会社　代表取締役社長　小林　徳宏

札幌市中央区北５条西６丁目１番地

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住　所	代表者の氏名
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北８条西21丁目１番10号	代表取締役社長　村中　誠二
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目１番24号	代表取締役社長　鶴羽　樹
株式会社ベスト電器	福岡県中央区那の津２丁目１番12号	代表取締役社長　北田　葆光

(4)　大規模小売店舗の新設をする日　　平成16年６月７日

(5)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　　6,330㎡

(6)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　　384台

イ　駐輪場の収容台数　　56台

ウ　荷さばき施設の面積　　269㎡

エ　廃棄物等の保管施設の容量　　96㎥
(7)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻　午前９時　閉店時刻　午後９時50分
イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前８時30分から午後10時まで
ウ　駐車場の自動車の出入口の数　　６箇所（出入口４箇所、出口２箇所）
エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前６時から午後10時まで
2　届出年月日　　平成15年10月６日
3　届出書等の縦覧
(1)　縦覧場所　　北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び旭川市商工観光部商業課
(2)　縦覧期間　　平成15年10月21日（火）から平成16年２月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）
(3)　縦覧時間　　午前８時45分から午後５時15分まで

北海道告示第1848号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年２月23日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　届出事項の概要
(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地
一位ビル　函館市美原１丁目３番１号
(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
一位物産株式会社　代表取締役　村上　幸輝　函館市美原１丁目３番１号
(3)　変更しようとする事項
ア　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ｱ)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻　午前10時（年間80日午前９時）
閉店時刻　午後８時（年間240日午後９時）
（変更後）開店時刻　午前９時
閉店時刻　午後10時（株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社キャンドゥ以外は午後９時）
(ｲ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前９時30分（年間80日午前８時30分）から
午後８時30分（年間240日午後９時30分）まで
（変更後）午前８時30分から午後10時30分（地下、３階、４階及び屋上駐車場は午後10時）まで
(ｳ)　駐車場の自動車の出入口の数
（変更前）２箇所
（変更後）２箇所（午後10時以降１箇所）
(4)　変更する年月日　　平成15年10月１日
(5)　上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住　所	代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園４－１－４	代表取締役　井坂　栄
久保田　彦四郎	函館市湯川１－１－12	
有限会社あるさ	札幌市清田区平岡公園東１－７－15	代表取締役　佐藤　晋
有限会社モンローゼン	函館市美原１－３－１	代表取締役　大島　洋一
有限会社サカキ	函館市美原５－15－11	代表取締役　榊　一男
有限会社デリカゆう	函館市山の手１－３－１	代表取締役　和気　博通
有限会社エム・エス・ケー	函館市美原１－３－１	代表取締役　佐谷　宥司
はこだて開発株式会社	函館市若松町12－13	代表取締役　池田　晃
株式会社おおもり	函館市若松町18－23	代表取締役　大森　美代
株式会社キャンドゥ	東京都北区浮間３－３－２	代表取締役　城戸　博司
桜田金蔵	亀田郡七飯町字大沼町866－６	
有限会社丸誠八百彦	函館市中道２－26－33	代表取締役　佐々木昭彦
兼政藤原水産株式会社	函館市東川町２－15	代表取締役　藤原　厚

株式会社デリカ	東京都葛飾区新小岩１－48－１	代表取締役　木山　茂年
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋３－４－３	代表取締役　木村　和臣
有限会社メガネのサカキ	函館市亀田本町46－７	代表取締役　榊　清市
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿３－20－２	代表取締役　丸山　朝
株式会社ウイングロード	東京都千代田区東神田３－６－５	代表取締役　鈴木　敏郎
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町１－32－13	代表取締役　田渕恵美子
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩故小路高倉町２－１	代表取締役　山田　幸雄
株式会社アドラブール	札幌市東区北６条５－１－３－15	代表取締役　村上　則男
株式会社発信グループ	札幌市中央区南２条西４	代表取締役　角田　和男
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和１－１－20	代表取締役　横山　卓幸
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市昭和区広小路通２－５	代表取締役　伊佐治　博
株式会社ミリオンシューズ	函館市北美原３－24－12	代表取締役　竹林　良雄
株式会社福助屋	函館市松風町８－１	代表取締役　二木　一郎
株式会社サニー	旭川市秋川２－２－９－３	代表取締役　小野寺清春
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和１－15－27	代表取締役　横山　和幸
有限会社創遊	函館市美原１－３－１	代表取締役　大島　洋一
株式会社鈴乃屋	東京都台東区上野１－20－11	代表取締役　小泉　清子

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　　15,648㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ｱ)　駐車場の収容台数　　852台

(ｲ)　駐輪場の収容台数　　25台

(ｳ)　荷さばき施設の面積　　962㎡

(ｴ)　廃棄物等の保管施設の容量　　175㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ｱ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前６時から午後10時まで

2　届出年月日　　平成15年９月29日

3　届出書等の縦覧

(1)　縦覧場所　　北海道経済部地域産業課、北海道渡島支庁商工労働観光課及び函館市商工観光部商業課

(2)　縦覧期間　　平成15年10月21日（火）から平成16年２月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）

(3)　縦覧時間　　午前８時45分から午後５時15分まで

北海道告示第1849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

当別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15.10. 7	監事	山田　宏	石狩郡当別町当別太1539番地１
同	同	同	高田　修二	同　樺戸町343番地
同	同	同	高野　秀則	同　六軒町25番地１
退任	同　15.10. 6	同	堀　勲	同　字蕨岱2091番地
同	同	同	山田　宏	同　当別太1539番地１
同	同	同	高野　秀則	同　六軒町25番地１

静内町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15. 9.27	理事	岡田　義彦	静内郡静内町神森132番地
同	同	同	藤川　松男	同　字豊畑215番地
同	同	同	石川　栄一	同　字目名391番地の１
同	同	同	上島　昇一	同　字田原79番地
同	同	同	野表　篤夫	同　字西川347番地の２
同	同	同	中道　雅則	同　清水丘47番地
同	同	同	保土沢　稔	同　字東別103番地の３
同	同	監事	山口　明秀	同　字田原450番地
同	同	同	安田　豊重	同　字豊畑484番地の２
退任	同　15. 9.26	理事	岡田　義彦	同　神森132番地
同	同	同	藤川　松男	同　字豊畑215番地
同	同	同	中道　雅則	同　清水丘47番地
同	同	同	石川　栄一	同　字目名391番地の１

退　任	同　15. 9.26	理　事	上島　昇一	静内郡静内町	字田原79番地
同	同	同	野表　篤夫	同	字西川347番地の２
同	同	同	保土沢　稔	同	字東別103番地の３
同	同	監　事	山口　明秀	同	字田原450番地
同	同	同	安田　豊重	同	字豊畑484番地の２

三石土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所	
就　任	平成15. 9.26	理　事	村井　兵作	三石郡三石町	字本町184番地
同	同	同	沖田　哲夫	同	字福畑48番地
同	同	同	川端　義幸	同	字富沢295番地の２
同	同	同	大下　正博	同	字西端556番地
同	同	同	仲野　秋男	同	字本桐133番地の17
同	同	同	酒井　　薫	同	字稲見120番地
同	同	同	山口　芳広	同	字歌笛342番地
同	同	同	廿日岩壽美	同	字美野和381番地
同	同	同	筒井　征文	同	字稲見353番地
同	同	同	林　　祐二	同	字歌笛732番地の１
同	同	監　事	前川　忠昭	同	字豊岡239番地の３
同	同	同	佐藤　利雄	同	字本桐431番地
同	同	同	河合　博文	同	字歌笛652番地の２
退　任	同　15. 9.25	理　事	村井　兵作	同	字本町184番地
同	同	同	沖田　哲夫	同	字福畑48番地
同	同	同	川端　義幸	同	字富沢295番地の２
同	同	同	大下　正博	同	字西端556番地
同	同	同	仲野　秋男	同	字本桐133番地の17
同	同	同	酒井　　薫	同	字稲見120番地
同	同	同	山口　芳広	同	字歌笛342番地
同	同	同	植村　　繁	同	字歌笛442番地
同	同	同	山本　昇壽	同	字稲見328番地の２
同	同	同	野村　繁男	同	字美野和604番地の１
同	同	監　事	橋本　寛隆	同	字豊岡125番地の３
同	同	同	佐藤　利雄	同	字本桐431番地
同	同	同	元茂　光春	同	字清瀬28番地

北海道告示第1850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15.10. 6	鵡川土地改良区
同　15.10. 2	永山土地改良区
同　15.10.10	静内町土地改良区

北海道告示第1851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
永山土地改良区	牛朱別川頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	神水川頭首工	同

北海道告示第1852号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年10月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
こがね	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用用排水、暗きょ）	北海道上川支庁
南部坂	防災ダム	北海道渡島支庁
おいわけ	中山間地域総合整備（農業用用排水、ほ場整備、客土、暗きょ）	北海道胆振支庁

北海道告示第1853号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日

石香	畑地帯総合整備［緊急整備型］	（農道）	平成14．2．4
同	同	（暗きょ）	同 12．8.30
同	同	（農地保全）	同 9．7.15

北海道告示第1854号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　茅部郡森町字石倉町610の74・610の76（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　解除予定保安林の所在場所　茅部郡森町字上台町326の133、字石倉町610の63、610の80

(2)　保安林として指定された目的　風害の防備

(3)　解除の理由　道路用地とするため

北海道告示第1855号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、別紙のとおり廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

「別紙のとおり」は、省略し、その住所は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社ツリーメイク	般－10　石第16473号	平成15．9．1
平産業株式会社	般－12　石第4056号	同 15．9．8
有限会社北海道新翔	般－15　石第18155号	同 15．9.10
株式会社ノース電研	般－11　石第16582号	同 15．9.12
有限会社吉村施設	般－13　石第3880号	同 15．9.24
株式会社北日本コクヨ	般－14　石第6782号	同 15．9.29
新成建設株式会社	特－14　石第12647号	同
有限会社デザインファースト	般－14　渡第3348号	同 15．8.22
有限会社渡島鉄筋工業	般－13　渡第2589号	同 15．9.24
有限会社松本土建	般－13　渡第1575号	同 15．9.25
株式会社宮本車輌工業	般－13　空第3323号	同 15．9.12
サンワエンジニアリング株式会社	般－12　上第3926号	同 15．9．1
株式会社阿部	般－13　上第656号	同 15．9.16
株式会社三洋建設	般－12　上第1412号	同
渡邊電気工務所	般－12　上第3169号	同
高森組	般－13　宗第414号	同 15．9．5
有限会社三好木材店	般－14　網第616号	同 15．8.29
新日本技建株式会社	般－14　胆第4249号	同 15．9.29
井向板金店	般－14　日第300号	同
有限会社聖明建設	般－14　十第2623号	同 15．9．1
中林通産株式会社	特－13　十第84号	同 15．9．8
株式会社西興	般－13　十第2077号	同 15．9.19

2　許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社北広緑化	般－13　石第17455号	同 15．9．4
有限会社藤栄工業	般－13　石第15480号	同 15．9.10
株式会社ホクテック	般－13　石第2055号	同 15．9.12
株式会社丸雄リョウセ	般－12　石第4694号	同 15．9.16
有限会社奥電機工事	般－10　渡第2507号	同 15．9．5
有限会社やまたけ	般－12　渡第788号	同 15．9．8
株式会社梶組	般－13　後第72号	同 15．9.10
有限会社友栄建設	般－12　空第2795号	同 15．7.15
有限会社田中工務店	般－14　空第2525号	同 15．9.10
株式会社宍戸組	般－11　空第970号	同 15．9.16
株式会社フジリーディング	般－15　上第4437号	同 15．9.10
有限会社コムネット	般－12　上第2988号	同 15．9.11
株式会社下神田組	特－12　日第28号	同 15．9.25
株式会社小俣興業	般－13　十第2880号	同 15．9.12

北海道告示第1856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
早来千歳線 北海道札幌土木現業所	千歳市美々758番137地先から千歳市美々758番７地先（一般国道36号交点）まで	前	11.00ｍから36.40ｍまで	838.14m	一般国道36号 重複Ｌ＝15.50m
		前	15.48ｍから63.40ｍまで	874.56m	一般国道36号 重複Ｌ＝49.00m
		後	11.00ｍから36.40ｍまで	838.14m	一般国道36号 重複Ｌ＝15.50m
		後	15.48ｍから87.27ｍまで	874.56m	一般国道36号 重複Ｌ＝49.00m
芦別赤平線 北海道札幌土木現業所	赤平市若木町西４丁目５番２地先から赤平市若木町西５丁目２番地先まで	前	28.00ｍから57.00ｍまで	150.00m	――
		後	28.00ｍから57.00ｍまで	150.00m	――
和寒幌加内線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三笠411番１地先から上川郡和寒町字三笠21番１地先まで	前	18.50ｍから28.00ｍまで	787.42m	――
		後	18.50ｍから28.00ｍまで	787.42m	――
和寒幌加内線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三和919番３地先から上川郡和寒町字三和293番11地先まで	前	13.48ｍから40.00ｍまで	787.00m	――
		後	13.48ｍから40.00ｍまで	787.00m	――
		後	20.81ｍから52.80ｍまで	539.59m	――
十勝川温泉帯広自転車道線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町下士幌北２線東34番３地先から河東郡音更町下士幌北２線東34番15地先まで	前	5.59ｍから8.75ｍまで	31.22m	――
		後	7.89ｍから8.75ｍまで	31.22m	――
芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町東芽室南２線29番１地先から帯広市西25条南２丁目12番５地先まで	前	12.33ｍから32.00ｍまで	2,786.39m	――
		後	32.00ｍから46.14ｍまで	2,786.39m	――

北海道告示第1857号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第１項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

その関係図書は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　承認の年月日　　平成15年10月10日

２　承認を受けた国の官庁

（1）名　　称　　農林水産省

（2）住　　所　　東京都千代田区霞が関１の２の１

（3）代表者の氏名　　農林水産大臣　亀井　善之

３　埋立区域

（1）位　　置　　根室市落石東389番２、388番２、388番、250番１、384番及び249番地先の公有水面

（2）区　　域　　省略（閲覧図書のとおり）

（3）面　　積　　19,755.18㎡

４　埋立てに関する工事の施行区域

（1）位　　置　　根室市落石東389番２、388番２、388番、250番１、384番、249番及び390番地先

（2）区　　域　　省略（閲覧図書のとおり）

（3）面　　積　　44,381.03㎡

５　埋立地の用途　　漁港施設用地

北海道告示第1858号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　旭川圏都市計画道路に係る事項

（1）都市計画の種類　　道路

（2）都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･3･ 9号花咲通	旭川市春光５区２条１丁目	旭川市大雪通７丁目	旭川市花咲町５丁目
幹線街路	3･3･21号南６条通	旭川市宮前通西	旭川市東光16条７丁目	旭川市南５条26丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2　遠軽都市計画道路に係る事項

（1）　都市計画の種類　　道路

（2）　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3·3·1号大通	遠軽町学田3丁目	遠軽町南町4丁目	遠軽町大通南1丁目
幹線街路	3·4·2号停車場通	遠軽町岩見通南1丁目	遠軽町字向遠軽	遠軽町大通南1丁目
幹線街路	3·4·3号役場通	遠軽町岩見通北2丁目	遠軽町1条通北3丁目	遠軽町1条通北3丁目
幹線街路	3·4·4号東1線通	遠軽町岩見通北8丁目	遠軽町大通南2丁目	遠軽町2条通北1丁目
幹線街路	3·4·5号鴻之舞通	遠軽町学田2丁目	遠軽町学田2丁目	遠軽町学田2丁目
幹線街路	3·4·6号高校通	遠軽町南町3丁目	遠軽町東町3丁目	遠軽町南町3丁目
幹線街路	3·4·10号南ヶ丘通	遠軽町東町2丁目	遠軽町南町4丁目	遠軽町南町3丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3　静内都市計画道路に係る事項

（1）　都市計画の種類　　道路

（2）　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3·4·1号本町通	静内町本町1丁目	静内町木場町1丁目	静内町本町4丁目
幹線街路	3·4·2号大通	静内町駒場	静内町入船町	静内町御幸町2丁目
幹線街路	3·4·3号ときわ通	静内町本町4丁目	静内町神森	静内町ときわ町1丁目
幹線街路	3·4·4号御幸通	静内町木場町2丁目	静内町旭町1丁目	静内町本町1丁目
幹線街路	3·4·5号青柳通	静内町青柳町2丁目	静内町緑町8丁目	静内町緑町4丁目
幹線街路	3·4·6号緑高砂通	静内町緑町4丁目	静内町高砂町1丁目	静内町こうせい町1丁目
幹線街路	3·4·7号青柳柏台通	静内町青柳町3丁目	静内町柏台	静内町御幸町4丁目
幹線街路	3·4·8号山手通	静内町木場町1丁目	静内町高砂町3丁目	静内町山手町4丁目
幹線街路	3·4·9号こうせい通	静内町緑町5丁目	静内町清水丘	静内町こうせい町2丁目
幹線街路	3·4·10号旭中央通	静内町旭町1丁目	静内町旭町2丁目	静内町旭町2丁目
幹線街路	3·4·11号川沿通	静内町柏台	静内町末広町3丁目	静内町末広町3丁目
幹線街路	3·4·12号柏台環状通	静内町柏台	静内町山手町4丁目	静内町末広町3丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4　厚岸都市計画道路に係る事項

（1）　都市計画の種類　　道路

（2）　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3·4·1号真栄住の江通	厚岸町字真栄町1条	厚岸町字住の江町	厚岸町字真栄町3条
幹線街路	3·4·2号山手通	厚岸町字白浜町	厚岸町字宮園町	厚岸町字住の江町
幹線街路	3·4·3号港通	厚岸町字住の江町	厚岸町字港町	厚岸町字港町
幹線街路	3·4·4号駅前通	厚岸町字宮園町	厚岸町字宮園町	厚岸町字真栄町2条
幹線街路	3·4·5号厚岸大橋通	厚岸町字宮園町	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町字港町
幹線街路	3·4·6号松葉通	厚岸町松葉町4丁目	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町湾月町1丁目
幹線街路	3·4·7号桜通	厚岸町松葉町2丁目	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町梅香町1丁目
幹線街路	3·4·8号真竜3条通	厚岸町字宮園町	厚岸町字港町	厚岸町字真栄町3条
幹線街路	3·4·9号白浜通	厚岸町太田南	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3·4·10号太田南通	厚岸町太田南	厚岸町字白浜町	厚岸町太田南
幹線街路	3·4·11号白浜北通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3·3·12号白浜中央通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3·4·13号白浜西通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第1859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により、室蘭圏都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北３条西６丁目（郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　都市計画の種類　　道路

2　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3·3·303号登別温泉通	登別市登別東町1丁目	登別市登別温泉町	登別市中登別町

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

3　縦覧場所　　北海道建設部都市計画課及び登別市建設部都市計画課

公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市北区	北協施設サービス株式会社	高年齢者雇用関係功労者
虻田町	医療法人　譲仁会	同
池田町	有限会社　池田ワイン美装	同

全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会 執行委員長 鳥海　光男から、平成15年10月６日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定による通知があった。

平成15年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　事　　件　　暖房手当の要求貫徹に関する係争
２　日　　時　　平成15年10月24日午前０時以降本問題解決に至るまでの期間
３　場　　所　　次の会社において、全日本運輸産業労働組合連合会・北海道地方連合会の組合員が従事する全職場

札幌通運株式会社、北海道通運株式会社、旭川通運株式会社、北見通運株式会社、岩見沢通運株式会社、札樽自動車運輸株式会社、松岡満運輸株式会社、日通札幌運輸株式会社、日通旭川運輸株式会社、北海道急行運輸株式会社、有限会社昭和運輸、日通室蘭運輸株式会社、日通帯広運輸株式会社、日通釧路運輸株式会社、中央トラック株式会社、日通札幌流通サービス株式会社、日通小樽運輸株式会社、共立空輸株式会社、標茶日通輸送株式会社、東札幌日通輸送株式会社、ゆうせい運輸株式会社及びワイケイコーポレーション株式会社

４　概　　要　　あらゆる形の争議行為を行う。

支　庁　告　示

北海道渡島支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月21日

北海道渡島支庁長　前　田　　晃

１　開発行為又は工区に含まれる地域の名称　　亀田郡戸井町字小安607－７番　ほか４筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名　　東京都墨田区堤通１丁目19番９号　大林道路株式会社　取締役社長　山岡　礼三
３　開発許可年月日及び番号　　平成15年８月12日　渡建指第15－１号

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月21日

北海道立中央水産試験場長　小　池　幹　雄

１　入札に付する事項
(1)　調達をする特定役務の名称及び数量　　試験調査船おやしお丸上架修理工事一式
(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。
(3)　履行期日　　平成16年１月28日
(4)　履行場所　　造船所
２　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
(3)　対象調査船おやしお丸の定けい港から航海速力11ノットでおおむね24時間以内に航行できる範囲にある次に掲げる港に造船所を有し、かつ総トン数200トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
ア　オホーツク海及び日本海地域においては、北海道紋別市から北海道松前町まで及び青森県小泊村から青森県深浦町まで（離島を含む。）の範囲にある港
イ　太平洋から津軽海峡地域においては、北海道室蘭市から北海道福島町まで及び青森県三沢市から三廐村までの範囲にある港
(4)　造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。
３　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　平成15年10月21日から11月11日まで

イ　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道余市郡余市町浜中町238番地　北海道立中央水産試験場総務部

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　北海道余市郡余市町浜中町238番地　北海道立中央水産試験場会議室（送付による場合は、郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地　北海道立中央水産試験場総務部）

(2)　入札日時　　平成15年12月９日　午後２時（送付による場合は、必着）

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部
電話番号 0135－23－7451

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　　北海道立中央水産試験場総務部

イ　所在地　　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
電話番号 0135－23－7451

(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A．Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel OYASIO-MARU Repair Service 1 Set.

B．Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December, 9, 2003

C．Contact : Division of General Administration, Hokkaido central Fisheries Experimental Station, 238-Banchi, Hamanakachou, Yoichi, Hokkaido 046-8555 Japan
Phone : 0135-23-7451

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第148号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

別記第69号様式を次のように改める。

年　月　日 執　行	最高裁判所裁判官国民審査公報　北海道選挙管理委員会

備　考

用紙の大きさ及び１面に掲載する掲載文の数は、審査の都度別に定める。

北海道選挙管理委員会告示第149号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	小倉義直後援会	余市郡余市町大川町２丁目25番地	内海　博一	五十嵐　映一	後志支所
同	上岡雄司後援会	岩内郡岩内町字栄167番地の４	下田　陽一	若狭　稔樹	同
同	中井としお後援会	余市郡余市町富沢町６丁目66番地	竹内シナ	竹内　俊彦	同
同	藤村賢一後援会	寿都郡黒松内町字黒松内441－10	佐々木正司	藤村　賢一	同
同	水田正後援会	余市郡仁木町西町11丁目64番地	石井一夫	大久保　徹	同
同	横関一雄後援会	同　南町１丁目２番地５　横関一雄宅	猪井清重	津司康雄	同
同	今津ひろし鷹栖後援会	上川郡鷹栖町北１条２丁目７－５	中井篤馬	浜村忠男	上川支所
同	金子益三後援会	空知郡上富良野町宮町３丁目５番14号	金子益三	中野健一	同
同	斉藤利二と歩む会	同　宮町１丁目１－25	関　喜久男	関　喜久男	同
同	稚内道政研究会	稚内市港１丁目４番２号　自由会館１Ｆ	中田伸也	藤田隆明	宗谷支所
同	吉田昌治後援会	浦河郡浦河町荻伏町492	鈴木震一	渡辺　諭	日高支所
同	ながい繁樹後援会	中川郡幕別町本町117	永井繁樹	平井清裕	十勝支所
同	吉田兵一後援会	川上郡弟子屈町高栄１丁目３番32号	吉田兵一	猿田　勇	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第150号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

政治団体の名称	異動事項	異動内容 新	異動内容 旧	届出先
自由民主党北海道札幌市中央区第五支部	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北６条西20丁目１－11	札幌市中央区北５条西21丁目４－10	事務局
同　第一選挙区支部	代表者の氏名	佐藤静雄	北村直人	同
同　第三選挙区支部	同	同	同	同
上田文雄連合後援会	同	上田文雄	竹村泰子	同
伊達忠一連合後援会	政治団体の名称	伊達忠一連合後援会	だて忠一後援会	同
同	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北２条西３丁目　札幌ビル９Ｆ	札幌市厚別区厚別南１丁目10－４	同
同	代表者の氏名	泉　誠二	飯原春夫	同
21世紀を拓く会	政治団体の名称	21世紀を拓く会	改革さっぽろの会	同
同	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区平岸３条10丁目１－18　ＲＤＣビル１Ｆ	札幌市中央区南６条西７丁目７－５	同
北電興業労働組合政治活動委員会	代表者の氏名	阿部裕一	長谷川勝仁	同
同	会計責任者の氏名	岩下　睦	佐藤亜美	同
北海電気工事労組政治活動委員会	代表者の氏名	二宮　進	高畑龍二	同
同	会計責任者の氏名	松本直之	千葉賢司	同
北海道商工政治連盟	代表者の氏名	有岡惇二	桜　彰	同
同	会計責任者の氏名	松久恭治	有岡惇二	同
日本商工連盟恵庭地区連盟	代表者の氏名	村本隆二	玉川　進	石狩支所
同	会計責任者の氏名	近藤信吉	平井義信	同
自由民主党北海道第八選挙区支部	代表者の氏名	佐藤健治	佐藤孝行	渡島支所
うすきせいご後援会	同	大古正平	薄木達郎	檜山支所
いわき成治後援会	主たる事務所の所在地	岩内郡岩内町字高台155－１	岩内郡岩内町字大和10番地の12	後志支所
同	代表者の氏名	馬場柳太郎	大井也昌	同
近藤てつや後援会	代表者の氏名	妹尾孝夫	柿木　喬	同
中井としお後援会	主たる事務所の所在地	余市郡余市町富沢町５丁目60番地	余市郡余市町富沢町６丁目66番地	同
藤田章後援会	同	島牧郡島牧村字原歌96	島牧郡島牧村字原歌110－１	同
渡辺まさじ後援会	同	余市郡余市町富沢町２丁目４番地	余市郡余市町富沢町６丁目65番地	同
社会民主党空知支部連合	会計責任者の氏名	工藤光雄	阿部　修	空知支所
自由民主党赤平支部	主たる事務所の所在地	赤平市東文京町１丁目１番地	赤平市錦町１丁目３番地	同
同	代表者の氏名	植村正志	越智和俊	同
同　滝川支部	同	前田康吉	簗内英之	同
同　沼田支部	同	高田　勲	鷲尾　稔	同
岡部誠二後援会	主たる事務所の所在地	深川市一已町字一已6509番地	深川市１条21番	同
山下貴史深川後援会	代表者の氏名	黄倉良二	紺野勝榮	同
山田圭二後援会	主たる事務所の所在地	深川市文光町15番20号	深川市文光町１番32号	同
今津ひろし連合後援会	会計責任者の氏名	松倉憲人	黒沢勝季	上川支所
測友会	代表者の氏名	荒木勝也	山根　力	同
自由民主党猿払支部	主たる事務所の所在地	宗谷郡猿払村鬼志別北町65番地	宗谷郡猿払村鬼志別南町28番地	宗谷支所
同	代表者の氏名	安田正一	田辺　功	同

自由民主党猿払支部	会計責任者の氏名	中　居　寿　裕	桜　井　信　之	宗谷支所
同　　北海道宗谷支庁第一支部	主たる事務所の所在地	枝幸郡枝幸町本町458	枝幸郡枝幸町幸町57番地５	同
同	会計責任者の氏名	長　岡　義　昭	小　又　一　郎	同
同　　稚内市第一支部	同	亀　田　　豊	木　村　正　隆	同
宗谷政経研究会	会計責任者の氏名	長　岡　義　昭	小　又　一　郎	同
吉田正人連合後援会	代表者の氏名	安　藤　善　則	富　田　　勉	同
同	会計責任者の氏名	藤　田　隆　明	木　村　正　隆	同
北見地区農民連盟政治力結集特別委員会	代表者の氏名	多　田　祐　一	岩　佐　道　雄	網走支所
武部勤後援会総連合	同	中　村　俊　男	大田原　　亨	同
信田邦雄と食・緑・水を育む会	同	多　田　祐　一	岩　佐　道　雄	同
同	会計責任者の氏名	佐　藤　　彰	高　田　政　義	同
保村啓二後援会	主たる事務所の所在地	斜里郡斜里町新光町９－15	斜里郡斜里町文光町48番地	同
同	代表者の氏名	加　藤　　武	永　山　　衛	同
岩倉博文厚真後援会	会計責任者の氏名	武　田　　勲	海　沼　裕　作	胆振支所
北海道不動産政治連盟室蘭支部	同	山　下　眞　弘	渡　辺　栄　一	同
自由民主党静内支部	主たる事務所の所在地	静内郡静内町御幸町１－１－44	静内郡静内町山手町３－11－８	日高支所
同	代表者の氏名	會　澤　　實	桑　嶋　賢　仁	同
同　　帯広支部	会計責任者の氏名	栗　田　律　子	鈴　木　孝　昌	十勝支所
同　　新得支部	主たる事務所の所在地	上川郡新得町屈足旭町２丁目14番地	上川郡新得町屈足幸町２丁目85番地	同
同	会計責任者の氏名	金　澤　　学	宗　像　　一	同
くしろに新風の会	主たる事務所の所在地	釧路市幸町12－２　民主党会館内	釧路市北大通３丁目７番５号	釧路支所
北海道政経研究会	会計責任者の氏名	島　本　幸　一	高　尾　　實	同
自由民主党根室支部	代表者の氏名	小　池　　昌	中　川　　孝	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第151号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
自由民主党北海道札幌市北区第四支部	道　見　重　信	平15．6.30	事務局
秋山こうじ六華後援会	中　川　　謙	同15．7.10	同
明日を築く札幌21	西　脇　順　二	同15．6.30	同
明日をひらく札幌市民連合	菊　地　浩　吉	同15．7.31	同
桂信雄厚別区後援会	須　合　良　一	同15．7.25	同
同　　北区後援会	富　樫　邦　男	同	同
同　　清田区後援会	加　来　　博	同	同
同　　後援会連合会	勝　木　郁　郎	同	同
同　　白石区後援会	清　水　　昇	同	同
同　　中央区後援会	石　林　　清	同	同
同　　手稲区後援会	安　田　智　幸	同	同
同　　豊平区後援会	八十嶋　熊　蔵	同	同
同　　西区後援会	岡　崎　喜　好	同	同
同　　東区後援会	岩　波　凡　人	同	同
同　　南区後援会	小　川　明　男	同	同
経済同志会	西　尾　長　光	同	同
伊達忠一連合後援会	泉　　誠　二	同14.12.31	同
いそだ憲一江別後援会	坂　本　与　市	同15．6.25	石狩支所
いながき良平後援会	同	同15．6.29	同
伊達寿之連合後援会	伊　達　寿　之	同15．7.23	同

笠井敬吾後援会	吉田修一	平15. 7. 4	渡島支所
酒井芳秀と道南を元気にする会	佐々木幹雄	同15. 6.30	同
国澤いさお熊石町後援会	中村正	同15. 7. 6	檜山支所
藤村賢一後援会	佐々木正司	同11.11.10	後志支所
村井宣夫空知地区後援会	村井宣夫	同15. 7.28	空知支所
森嶋良男後援会	寺嶋実	同15. 7.23	同
磯田憲一富良野後援会	串崎照邦	同15. 7.10	上川支所
竹形貢後援会	十亀敏英	同15. 6.30	同
藤岡寿一後援会	大西昭男	同15. 6.10	同
やの制光後援会	岡崎光男	同15. 6.21	同
やの制光をささえる会	矢野制光	同15. 7.15	同
小林勲後援会	久保昌俊	同15. 7.18	網走支所
佐川薫後援会	佐川薫	同15. 6.30	同
瀬口強後援会	西岡信幸	同15. 7.12	同
中島しげる後援会	小山田実	同15. 6.30	日高支所
吉田昌治後援会	鈴木震一	同	同
大坂昌人後援会	神谷昇	同15. 6.21	十勝支所
小野寺勇・勇会	河原崎融良	同15. 6.30	同
同　大空地区後援会	工藤勝治	同	同
同　川北地区後援会	泉力蔵	同	同
同　川西地区後援会	佐藤松太郎	同	同
同　管工事関連後援会	浅岡四郎	同	同
同　啓北地区後援会	笹村二郎	同	同
同　後援会自衛隊ＯＢ部会	後藤孝夫	同	同
同　広陽第三地区後援会	大越光教	同	同
同　栄地区後援会	小甲孝義	同	同
同　新町地区後援会	菊地勲	同	同
同　大正地区後援会	梅村保雄	同	同
同　大正本町地区後援会	岡本金作	同	同
同　中央第一地区後援会	宮坂武雄	同	同
同　鉄南西部第一地区後援会	田村次郎	同	同
同　第二地区後援会	橋枝博	同	同
同　鉄南地区連合後援会	川村倢三	同	同
同　電気産業後援会	板倉信泰	同	同
同　東部地区後援会	佐藤正治	同	同
同　西帯広・ニュータウン地区後援会	中村義一	同	同
同　柏林台地区後援会	木下武	同	同
同　豊成地域後援会	大和田政雄	同	同
同　北部地区連合後援会	飯沼信夫	同	同
同　緑ケ丘地区後援会	樋詰敏雄	同	同
同　南町第一地区後援会	森彦四郎	同	同
同　第三地区後援会	下津達増	同	同
同　第二地区後援会	畠山政雄	同	同
同　やまと地区後援会	髙木益美	同	同
同　緑栄第一地区後援会	細野清作	同	同
同　第三地区後援会	加納竹雄	同	同
同　第二地区後援会	宮田善次	同	同
同　連合後援会	佐藤義雄	同	同
同　連合後援会	柴田和明	同	同
同　若葉第一地区後援会	金恭一郎	同	同
同　第三地区後援会	大沢義一	同	同
帯広十勝道政研究会	小野寺勇	同	同
清水輝利後援会	吉田和夫	同13.12.31	同
平晴夫後援会	黒田幸和	同15. 6.15	同
ながい繁樹後援会	永井繁樹	同14.12.31	同
松田正志後援会	内藤良雄	同15. 7.14	同
松田正志を励ます会	松田正志	同	同
自由民主党標茶支部	小林新市	同13.12.31	釧路支所
池上せい子を町政におくり励ます会	媚山キミ子	同15. 7.29	同
吉田兵一後援会	吉田兵一	同15. 7. 5	同
神ただし後援会	海老原善次	同15. 7. 9	根室支所
高本みさ子後援会	佐藤喜一郎	同15. 7.14	同

北海道選挙管理委員会告示第152号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第２項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

資金管理団体の届出をした者		資金管理団体			届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	

上田文雄	札幌市長	上田文雄連合後援会	札幌市中央区北２条西２丁目41番地　セコム損保札幌ビル５階	上田文雄	事務局
吉田兵一	弟子屈町議会議員	吉田兵一後援会	川上郡弟子屈町高栄１丁目３番32号	吉田兵一	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第153号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者		資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
氏名	公職の種類			新	旧	
中尾則幸	札幌市長	21世紀を拓く会	資金管理団体の名称	21世紀を拓く会	改革さっぽろの会	事務局
同	同	同	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区平岸３条10丁目１－18　ＲＤＣビル１Ｆ	札幌市中央区南６条西７丁目７－５	同
山田圭二	深川市議会議員	山田圭二後援会	同	深川市文光町15番20号	深川市文光町１番32号	空知支所

北海道選挙管理委員会告示第154号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年７月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者		資金管理団体			指定取消年月日	届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊達寿之	当別町長	伊達寿之連合後援会	石狩郡当別町北栄町37番地16	伊達寿之	平15．7.23	石狩支所
村井宣夫	北海道議会議員	村井宣夫空知地区後援会	岩見沢市５条西５丁目　空知農業会館内	村井宣夫	同15．7.28	空知支所
矢野制光	同	やの制光をささえる会	上川郡東神楽町ひじり野南１条３丁目１－２	矢野制光	同15．7.15	上川支所
佐川薫	北見市議会議員	佐川薫後援会	北見市末広町163番地43	佐川薫	同15．6.30	網走支所
小野寺勇	北海道議会議員	帯広十勝道政研究会	帯広市西４条南14丁目４の２　カノウビル３階小野寺勇事務所内	小野寺勇	同	十勝支所
松田正志	帯広市議会議員	松田正志を励ます会	帯広市南町南９線29番地	松田正志	同15．7.14	同
吉田兵一	弟子屈町議会議員	吉田兵一後援会	川上郡弟子屈町高栄１丁目３番32号	吉田兵一	同15．7．5	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第155号

平成８年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

「平 8．5.17	瀬棚郡北檜山町字若松513番地	若松児童館	北檜山町長	120	100	」
同	同 字丹羽５番地の７	丹羽母と子の家	同	117	100	」
「平 8．5.17	瀬棚郡北檜山町字若松513番地	若松児童館	北檜山町長	120	100	」
「平 8．5.15	同　門別町字幾千世	幾千世生活館	門別町長	68	70	」

を

に、

を

同	同　字福満	福満生活館	同	69	70	」
「平 8. 5.15	同　門別町字幾千世	幾千世生活館	門別町長	68	70	」に、
「同	同　富川東５丁目	富仁家生活館	同	68	70	」を
「同	同　富川東５丁目	門別町富仁家会館	同	68	70	」に、
「同	同　富川西１丁目	富川生活館	同	98	100	」を
「同	同　富川西１丁目	富川生活館	同	193	200	」に改める。

北海道選挙管理委員会告示第156号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

「同　藻友会　同いしやま病院		南15条西11丁目２の１	同	」を
「同　藻友会札幌いしやま病院	同	南15条西11丁目２の１	同	」に、
「同　札幌円山整形外科病院	同	北７条西27丁目２の１	平元. 4.26	」を
「同　札幌円山整形外科病院	同	北７条西27丁目１番３号	平元. 4.26	」に、
「同　社団正心会岡本病院	同	北７条西26丁目21	61. 5.26	」を
「同　社団正心会岡本病院	同	北７条西26丁目３番１号	61. 5.26	」に、
「医療法人川西病院	同	南11条西８丁目２番25号	59. 4.16	」を
「医療法人社団銀杏会川西内科胃腸科病院	同	南11条西８丁目２番25号	59. 4.16	」に、
「愛心メモリアル病院	札幌市東区	北27条東１丁目１番15号	61. 9.18	
医療法人育愛会札幌東豊病院	同	北17条東15丁目３番１号	平 4. 6. 9	」を
「医療法人育愛会札幌東豊病院	札幌市東区	北17条東15丁目３番１号	平 4. 6. 9	」に、
「札幌東和病院	同	北30条東18丁目８の１	61. 5.12	
社会福祉法人聖母会天使病院	同	北12条東３丁目31	57.12. 8	」を
「札幌東和病院	同	北30条東18丁目８の１	61. 5.12	」に、
「同　社団北光記念病院	同	北27条東８丁目１番６号	平 8. 3.28	」を
「同　社団カレスサッポロ北光記念病院	同	北27条東８丁目１番６号	平 8. 3.28	」に、
「同　社団豊生会老人保健施設ひまわり	同	東苗穂３条１丁目２番18号	平10.12.25	
同　社団成譲会整形外科札幌リハビリテーション病院	同	伏古５条３丁目３番２号	平11. 3.12	」を
「同　社団豊生会老人保健施設ひまわり	同	東苗穂３条１丁目２番18号	平10.12.25	」に、
「同　社団三楡会北斗循環器病院	同	北21条東21丁目１番１号	平13. 1.23	」を
「同　社団三楡会北斗循環器病院	同	北21条東21丁目１番１号	平13. 1.23	
同　社団愛心館愛心メモリアル病院	同	北27条東１丁目１番15号	平15.10.10	
同　社団カレスアライアンス天使病院	同	北12条東３丁目31番地	同	に、
同　社団朋仁会整形外科札幌リハビリテーション病院	同	伏古５条３丁目３番２号	同	」
「同　社団幸仁会札幌ロイヤル病院	同	米里2221番地44	平 8. 2.27	」を
「同　社団幸仁会札幌ロイヤル病院	同	米里５条１丁目３番30号	平 8. 2.27	」に、

「同　社団医新会康信病院　同　大谷地東５丁目５番35号　平元.11.15」を
「同　社団医新会札幌医新病院　同　大谷地東５丁目５番35号　平元.11.15」に、
「同　潤和会札幌ひばりが丘病院　同　厚別中央３条２丁目12の１　平元.11.15
同　社団翔嶺館新札幌産科婦人科病院　同　厚別東４条２丁目１の37　63.12.17」を
「同　潤和会札幌ひばりが丘病院　同　厚別中央３条２丁目12の１　平元.11.15」に、
「同　社団中山会新札幌パウロ病院　同　厚別東２条６丁目４番１号　平12.12.26」を
「同　社団中山会新札幌パウロ病院　同　厚別東２条６丁目４番１号　平12.12.26
同　社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタル　同　厚別東４条２丁目１番30号　平15.10.10」に、
「同　仁楡会仁楡会病院　同　澄川２条１丁目３番８号　同」を
「同　仁楡会仁楡会病院　同　澄川２条１丁目３番８号　同
同　医仁会中村記念南病院　同　川沿２条２丁目３番１号　平15.10.10」に、
「老人保健施設いせの里　同　潮見192番地　平10．6．9」を
「老人保健施設いせの里　同　潮見192番地　平10．6．9
介護老人保健施設あるかさる　同　桂町４丁目７番11号　平15.10.10」に、
「老人保健施設やわらぎ苑　同　上磯町字追分62番23号　平11．3.12
医療法人函館渡辺病院美ヶ丘病院　亀田郡大野町字向野169の１　57.12．8
国立療養所北海道第一病院　同　七飯町字本町683の１　同
笹　本　病　院　同　字鳴川町267の９　同」を
「老人保健施設やわらぎ苑　同　上磯町字追分62番23号　平11．3.12
笹　本　病　院　亀田郡七飯町字鳴川町267の９　57.12．8」に、
「老人保健施設あかまつの里ななえ　同　字本町470番地　平10．6．9」を
「老人保健施設あかまつの里ななえ　同　字本町470番地　平10．6．9
ななえ新病院　同　字本町657番地5号　平15.10.10」に、
「医療法人雄心会新都市砂原病院　同　砂原町字紋兵ェ砂原188の１　平10．6．9」を
「医療法人雄心会新都市砂原病院　同　砂原町字度杭崎30－59　平15.10.10」に、
「特別養護老人ホーム清香園　同　新琴似１条３丁目35番１号　平14．7.17」を
「特別養護老人ホーム清香園　同　新琴似１条３丁目３番６号　平14．7.17」に、
「特別養護老人ホームルミエール　同　東札幌１条３丁目１番　平12．5.15」を
「特別養護老人ホームルミエール　同　東札幌１条３丁目１番　平12．5.15
社会福祉法人博栄会ケアハウスつかさ　同　北郷９条３丁目３番10号　平15.10.10」に、
「社会福祉法人緑星の里ナイスデイやなぎ　同　柳町４丁目11番36号　同」を
「社会福祉法人緑星の里ナイスデイやなぎ　同　柳町４丁目11番36号　同
軽費老人ホームアドーネス園　同　山手町１丁目12番３号　平15.10.10」に、
「滝川市養護老人ホーム緑寿園　同　同　同」を
「滝川市養護老人ホーム緑寿園　同　同
ケアハウスメゾンふるーる　滝川市東町２丁目１番23号　平15.10.10」に、
「身体障害者療護施設樽前かしわぎ園　苫小牧市字樽前216の５　61．9.18」を
「身体障害者療護施設樽前かしわぎ園　苫小牧市字樽前216の５　61．9.18
社会福祉法人緑星の里身体障害者療護施設ライフウィング　同　字植苗51番地172　平15.10.10」に、

「同	厚生協	上川郡新得町屈足旭町１丁目	平12．6.13	を
会屈足わかふじ園			」	
「同	厚生協	上川郡新得町屈足旭町１丁目	平12．6.13	
会屈足わかふじ園				
社会福祉法人厚生協	同	西３条北１丁目	平15.10.10	に改める。
会わかふじ寮				
社会福祉法人厚生協	同		同	
会第２わかふじ寮			」	

北海道選挙管理委員会告示第157号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成６年11月29日自治省告示第165号）第２条第７項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、次のとおり決定した。

平成15年10月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

選挙名	衆議院議員総選挙					
区分	一般放送事業者	届出候補者の数及び回数				
		１人～２人	３人～５人	６人～８人	９人～11人	12人
テレビ	北海道放送株式会社（ＨＢＣ）	１回	１回	１回	１回	２回
	札幌テレビ放送株式会社（ＳＴＶ）			１回	２回	２回
	北海道テレビ放送株式会社（ＨＴＢ）		１回	１回	１回	２回
	北海道文化放送株式会社（ｕｈｂ）			１回	２回	２回
ラジオ	北海道放送株式会社（ＨＢＣ）	１回	１回	１回	１回	２回
	札幌テレビ放送株式会社（ＳＴＶ）			１回	２回	２回

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社